

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和5年8月8日(2023.8.8)

【公開番号】特開2023-68176(P2023-68176A)
 【公開日】令和5年5月16日(2023.5.16)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-089
 【出願番号】特願2023-49283(P2023-49283)
 【国際特許分類】

A 2 4 B 15/16(2020.01)

10

【F I】

A 2 4 B 15/16

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月31日(2023.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エアロゾル形成基材と、マウスピースと、を備える電子タバコカートリッジであって、前記エアロゾル形成基材は、シート状の電子タバコ用充填物が、しわ付け、ひだ付け、ギャザー付け或いは折りたたむことにより形成され、

前記電子タバコ用充填物は、タバコ植物または非タバコ植物、エアロゾルフォーム、結着剤又は増粘剤を含み、

前記結着剤又は増粘剤は、カルボキシメチルセルロースナトリウムである、ことを特徴とする、電子タバコカートリッジ。

【請求項2】

30

前記充填物は、メントール、及び非水溶性架橋ポリマーを含有する、ことを特徴とする、請求項1に記載の電子タバコカートリッジ。

【請求項3】

前記電子タバコ用充填物は、前記タバコ植物または非タバコ植物100質量部に対し、前記カルボキシメチルセルロースナトリウムを4質量部含む、

ことを特徴とする、請求項1または2のいずれか一項に記載の電子タバコカートリッジ。

【請求項4】

前記電子タバコ用充填物は、多孔質である、

ことを特徴とする、請求項1または2のいずれか一項に記載の電子タバコカートリッジ。

40